

地球温暖化防止対策実行計画

令和8年3月

弘前地区環境整備事務組合

地球温暖化防止対策実行計画

令和8年3月31日策定

第1章 計画策定の背景

1. 気候変動の影響

地球温暖化は自然生態系や生活環境、農業などへの影響を与えることが懸念されている世界的な問題で、既に世界各地では地球温暖化による様々な影響が現れ始めています。

2021(令和3)年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行にともない、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、翌2016(平成28)年11月には同会議で採択されたパリ協定が発効しました。パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑えること等を目標としており、全ての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられました。

また、2018(平成30)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃十分に下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

日本においては、2015(平成27)年7月に温室効果ガス削減目標を2013(平成25)年度比26%減とする「日本の約束草案」を決定し、その後、パリ協定や日本の約束草案の決定などを踏まえ、2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、地球温暖化に関する総合的な計画であり、地方公共団体に対しては、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることを求めています。

2020(令和2)年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2025(令和7)年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネッ

ト・ゼロの実現を含む、我が国の温室効果ガスの新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されました。加えて、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024年12月末時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。

第2章 基本的事項

1. 目的

弘前地区環境整備事務組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当事務組合が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、当事務組合のすべての事務・事業とします。

なお、当事務組合の業務は、構成市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村）から排出される一般廃棄物の処理が主たるもので、施設の管理運営は外部へ委託しています。委託業務においては、受託者に温室効果ガスの削減に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請することとします。

3. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項において削減の対象となっている7種の温室効果ガスのうち、総排出量に占める割合の大きい二酸化炭素（CO₂）のみを実行計画の対象とします。

具体的には、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場の稼働並びに公用車の使用等に係る燃料の使用、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却及び他人から供給された電気の使用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。

4. 計画期間

これまでの計画は、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までとしていました。

これは、2026(令和8)年4月から、当事務組合の行う事業内容において以下2つの大きな変更が生じることにより、処理するごみ量の増加及び焼却するごみの組成の変化(廃プラスチックの減少)が見込まれたことから、温室効果ガス排出量の高精度な試算が困難であったためです。

- ①「ごみ処理広域化」が実現することにより、共同処理事業を行う構成市町村が6市町村から8市町村へ拡大
- ②プラスチック資源の分別収集の開始

以上のことから、今回、2026(令和8)年度以降の計画を策定するものです。

5. 計画期間

本計画では、基準年度を2024(令和6)年度、目標年度を2030(令和12)年度、計画期間を2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。また、今後の国の動向及び計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

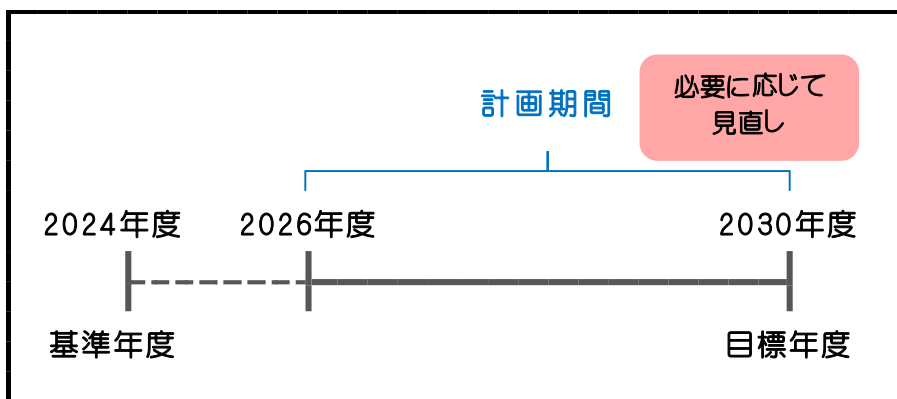


図1 計画期間のイメージ

第3章 温室効果ガスの排出状況

当事務組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、計画の基準年度である2024（令和6）年度において、50,493.289t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は増加傾向にあります。

(単位:t-CO₂)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
廃プラスチック(t-CO ₂)	43,219	40,171	46,261	42,714	49,536
合成繊維(t-CO ₂)	5,180	4,814	4,738	2,759	2,581
合成繊維以外(t-CO ₂)	38,039	35,357	41,523	39,955	46,955
エネルギー項目(t-CO ₂)	1,409	1,203	1,691	1,310	957
合計(t-CO ₂)	44,628	41,374	47,952	44,024	50,493

表1 弘前地区環境整備事務組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

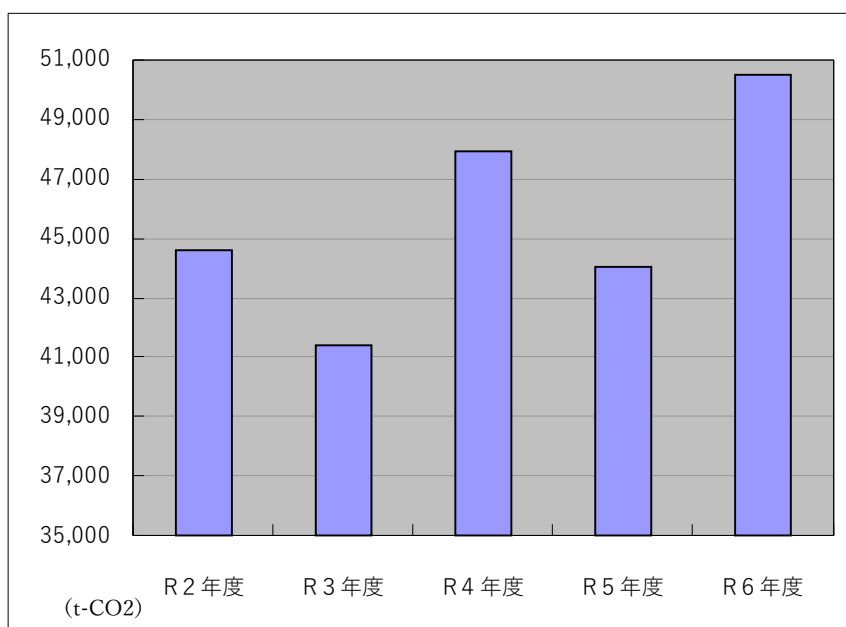


図2 弘前地区環境整備事務組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、要因別排出割合では、廃プラスチックの焼却(合成繊維以外)が93.0%を占め、次いで廃プラスチックの焼却(合成繊維)5.1%、電気の使用1.5%となっています。

	温室効果ガス(CO ₂) 排出量(t-co ₂)	割合
電気の使用	753	1.5%
廃プラの焼却(合成繊維)	2,581	5.1%
廃プラの焼却(合成繊維以外)	46,955	93.0%
ガソリンの使用	3	0.0%
その他	201	0.4%
合計	50,493	100%

表2 弘前地区環境整備事務組合の事務・事業に伴う要因別温室効果ガス排出割合(2024(令和6)年度)

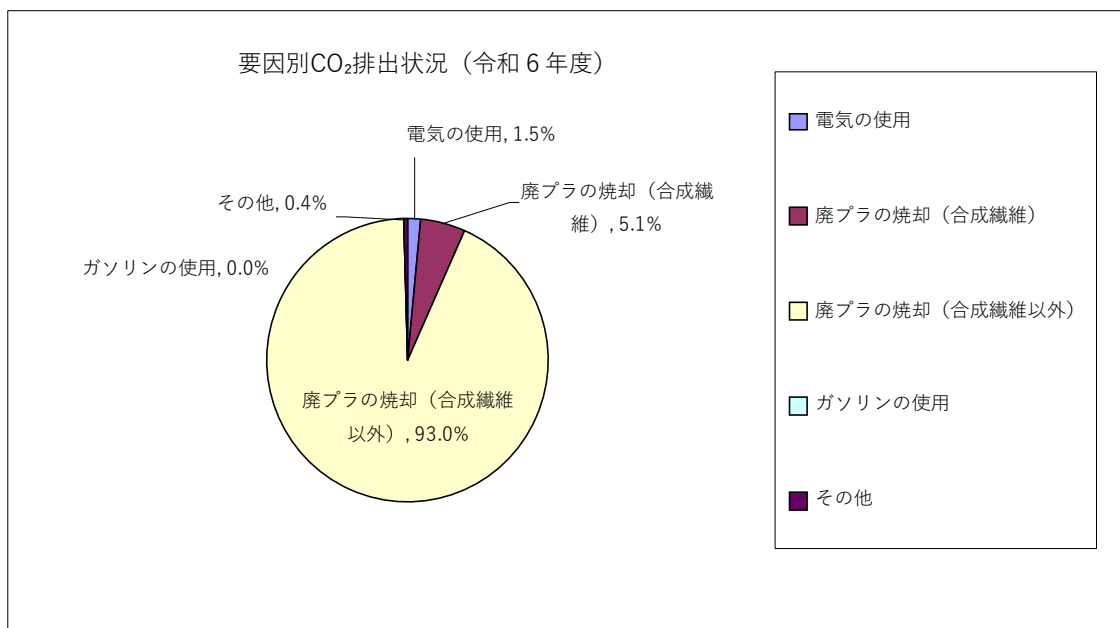


図3 弘前地区環境整備事務組合の事務・事業に伴う要因別温室効果ガス排出割合(2024(令和6)年度)

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

2030(令和12)年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、弘前地区環境整備事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2. 温室効果ガスの削減目標

2030(令和12)年度(目標年度)の温室効果ガス排出量を、2024(令和6)年度(基準年度)比で7.4%削減することを目標とします。なお、2024(令和6)年度のデータは、2026(令和8)年度以降との比較のため、構成市町村を8市町村とした場合のごみ処理量を推計したものをを用いて算出しています。

当事務組合の行う事務・事業によって排出される温室効果ガスの削減率及び排出量、各エネルギー使用量及び廃プラスチック焼却量の目標は次の表のとおりです。

		R6年度 (基準年度)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度 (目標年度)
温室効果ガス削減率	%	—	0.2	1.9	3.9	5.7	7.4
温室効果ガス排出量	t-co2	59,325.044	59,191.533	58,224.368	57,030.311	55,938.390	54,928.796
(エネルギー項目内訳)							
電力使用量	kwh	2,633,778	2,629,827	2,625,877	2,621,926	2,617,975	2,598,341
電力購入量	kwh	1,733,323	1,740,708	1,738,093	1,735,478	1,732,863	1,719,867
A重油使用量	リットル	30,134	30,089	30,044	29,998	29,953	29,729
灯油使用量	リットル	47,512	47,441	47,369	47,298	47,227	46,873
LPガス使用量	kg	85	85	85	85	85	84
軽油使用量	リットル	200	200	199	199	199	197
ガソリン使用量	リットル	1,510	1,508	1,505	1,503	1,501	1,490
(一般廃棄物中の廃プラスチック焼却量)							
合成繊維	t	1,370	1,344	1,322	1,294	1,269	1,246
合成繊維以外	t	19,978	19,952	19,743	19,212	18,839	18,493

表3 弘前地区環境整備事務組合の計画期間中の温室効果ガスの削減目標及び内訳

第5章 目標達成に向けた取組

1. 具体的な取組内容

当事務組合が行う事務・事業によって排出される温室効果ガスを削減するための取組み項目を以下に示します。

なお、温室効果ガスは、エネルギーの使用に伴って排出されるだけでなく、日常使用している製品の原料調達・製造・流通・廃棄の段階でも排出されているため、取組み項目には、温室効果ガスの排出を間接的に抑制するための項目も含まれています。

① 使用の際の環境配慮

電力使用量の削減

a) 照明の適正管理

- ・就業時間前後及び昼休みは消灯し、残業時は必要に応じ再点灯する。
- ・外勤等不在時は消灯する。
- ・給湯室、トイレ等は必要時以外消灯する。
- ・各部屋の状況に応じて必要な最低基準照度を確保し節電する。
- ・廊下・階段ロビー等の照明点灯数を安全上、管理不適切とならない範囲で削減する。(施設管理部門)
- ・消費電力の少ないLED照明器具への切り替えを進める。(施設管理部門)

b) OA機器の適正管理

- ・OA機器の使用は必要最小限とし、省エネモードに設定する。

c) 電気機器の待機電源ストップ

- ・非使用時は主電源を切るなど、待機電力を発生させない。
- ・帰宅時は電源がついていないか確認する。

d) 定時退庁の励行

- ・事務改善による時間外勤務の削減に努めるとともに、ノー残業デーの徹底を図る。

e) 空調機器の運転管理

- ・空調機器は、室内温度を適正に保つよう運転管理する。
(夏季 26 度、冬季 22 度を目安とする。)
- ・使用していないエリアや時間の空調停止を徹底する。
- ・職員の執務室での服装については、夏季には、暑さをしのぎやすい軽装「クールビズ」、冬季には、温かさを確保し快適に過ごせる「ウォームビズ」を励行する。

f) 電気製品の見直し

- ・電気製品の使用は必要最低限とし、職員の福利厚生、事務及び業務の目的以外の電気製品は使用しない。

g) エレベーターの使用制限

- ・職員は、できるだけエレベーターではなく階段を利用する。

ガソリン・軽油使用量の削減

- a) 通勤時、事務連絡・会議等の移動にあたっては、可能な限り公共交通機関を利用する。特に近距離の場合は、徒歩か自転車を利用する。
- b) 公用車の適正利用
 - ・リモート会議を積極的に活用するなど、公用車の使用は最小限に努める。
 - ・走行ルートを合理化するとともに、同一方面へ出かけるときは相乗りに努める。
- c) 公用車の適正運転
 - ・不要なアイドリングや空ふかし、急発進、急加速をしない。
 - ・タイヤの空気圧を適正に保ち、定期的に点検、整備を実施する。
 - ・不必要な荷物を積みっぱなしにしない。
 - ・冷暖房の使用は、必要最小限に抑える。
- d) 低公害車・低燃費車の導入
 - ・公用車の選定にあたっては、低公害車・低燃費車の導入に努める。
- e) その他
 - ・草刈機や除雪機など、ガソリンや軽油を使用する機器の効率的な運転に努める。

水道水使用量の削減

- a) 節水の推進
 - ・日常的に節水に努め、洗車時や給湯室では必要最小限の使用に努める。
- b) 設備機器の更新や新設にあたっては、節水型機器の導入に努める。(感知型洗浄弁、自動水栓、節水コマなど)

用紙類の使用量削減

- a) コピーの適正管理
 - ・両面印刷、両面コピーを徹底する。
 - ・コピー機使用後の設定解除を徹底し、ミスコピーの防止を図る。
 - ・集約印刷(用紙1枚に2ページ分を印刷)を取り入れる。
 - ・片面コピー用紙の裏面利用に努める。
- b) 情報化によるペーパーレス化の推進
 - ・庁内のグループウェア等電子メディアを利用した文書のペーパーレス化を図る。
 - ・印刷前にプレビュー画面を利用し、ミスプリントを防止する。
- c) 印刷物の適正管理
 - ・印刷物の簡素化を図る。
 - ・印刷にあたっては、発行物及び部数を精査する。
- d) 資料の適正管理

- ・会議資料の簡素化を図る。
- ・職員対象の会議等では封筒を使用しない。

② 廃棄の際の環境配慮

廃棄物排出量の削減

- a) 備品、消耗品管理の徹底による廃棄物の減量
 - ・物品の廃棄にあたっては、再使用・リサイクル可能か検討する。
- b) リサイクルの推進
 - ・資源回収箱等を設置し、新聞・雑誌、使用済み用紙、雑がみ等のリサイクルを徹底する。
 - ・片面コピー用紙の裏面利用に努める。
 - ・現在廃棄物として扱っている品目のリサイクルを検討し、可能な場合は導入に努める。
- c) 包装材などの廃棄物発生の抑制
 - ・物品購入時の簡易包装、ダンボール等包装材の引き取りを納入業者に依頼する。
- d) 弘前市の「事業系ごみガイドブック」に基づく分別廃棄の徹底

③ 建築物の設計・施工、管理の際の環境配慮

公共工事における環境負荷の低減

- a) 環境負荷の少ない製品の使用
 - ・再生資材の使用に努める。
 - ・再生可能な資材を使用し、廃棄物の発生を抑制する。
- b) ライフサイクルコストに配慮した設計
 - ・設計にあたっては、規模の適正化に努めるとともに、維持管理や改修が容易な構造を検討する。
 - ・建築物等の耐久性・耐震性等の向上を図る。
- c) 省エネルギー対策
 - ・設計にあたっては、断熱性能等をもつて高めることで、省エネルギー性の高い躯体構造とする。
 - ・設備機器の更新及び新設の際には、省エネルギー型機器の導入に努める。
- d) 建設副産物対策
 - ・建設廃材等の再資源化に努める。
 - ・建設廃棄物を適正に処理する。
- e) その他
 - ・周辺環境に影響の少ない工法を選定する。
 - ・環境負荷の少ない建設機械の使用を促進する。

再生可能エネルギーの導入・緑の保全

a) 再生可能エネルギーの導入

・設計にあたり、太陽光や地中熱など再生可能エネルギーの導入を検討する。

b) 緑化の推進

④ 職員の環境保全意識の向上

職員の環境保全意識の向上

a) 環境に関する研修及び情報提供等の積極的な実施

・環境に関する研修や情報提供により職員の環境保全意識の向上を図る。

・職員は積極的に研修に参加するとともに、日頃から環境保全に関心を持ち、情報の収集に努める。

b) 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」及び「推進担当者」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

事務局長を本部長とし、全職員をもって組織し、実行計画の策定、見直し及び実行計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

1名以上の「推進担当者」を置き、実行計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、点検し、実行計画の総合的な推進を図るとともに進行管理を行います。

2. 点検・評価・見直し体制

弘前地区環境整備事務組合地球温暖化対策実行計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年のお取組に対するPDCAを繰り返すとともに、弘前地区環境整備事務組合地球温暖化対策実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

3. 進捗状況の公表

上記の点検結果（実施状況）については、ホームページ等により毎年度公表します。